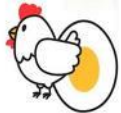


韓国で高病原性鳥インフルエンザが続発！

1ヶ月ぶりに採卵鶏農場で！

昨年末より散発的に確認されている韓国における高病原性鳥インフルエンザ（強毒タイプ）は、約1ヶ月間発生は確認されませんでした。しかし、5月18日に再び発生が確認されました。渡り鳥のシーズンが終わっても、
引き続き警戒をお願いします！



【京畿道漣川(ヨンチョン)郡における高病原性鳥インフルエンザ】

5月18日 採卵鶏農家 1戸 16,000羽

高病原性鳥インフルエンザの侵入・拡散の防止のポイント

飼養衛生管理の遵守と異常発見時の早期通報の徹底

1 農場の衛生管理の徹底（基本的な飼養衛生管理）

- ①防鳥ネット等、野生鳥獣の侵入防止対策の徹底
- ②農場内専用の衣服、履き物を設置し、出入り時は必要な消毒を実施
- ③鶏の飲用水は、消毒されたものを給与

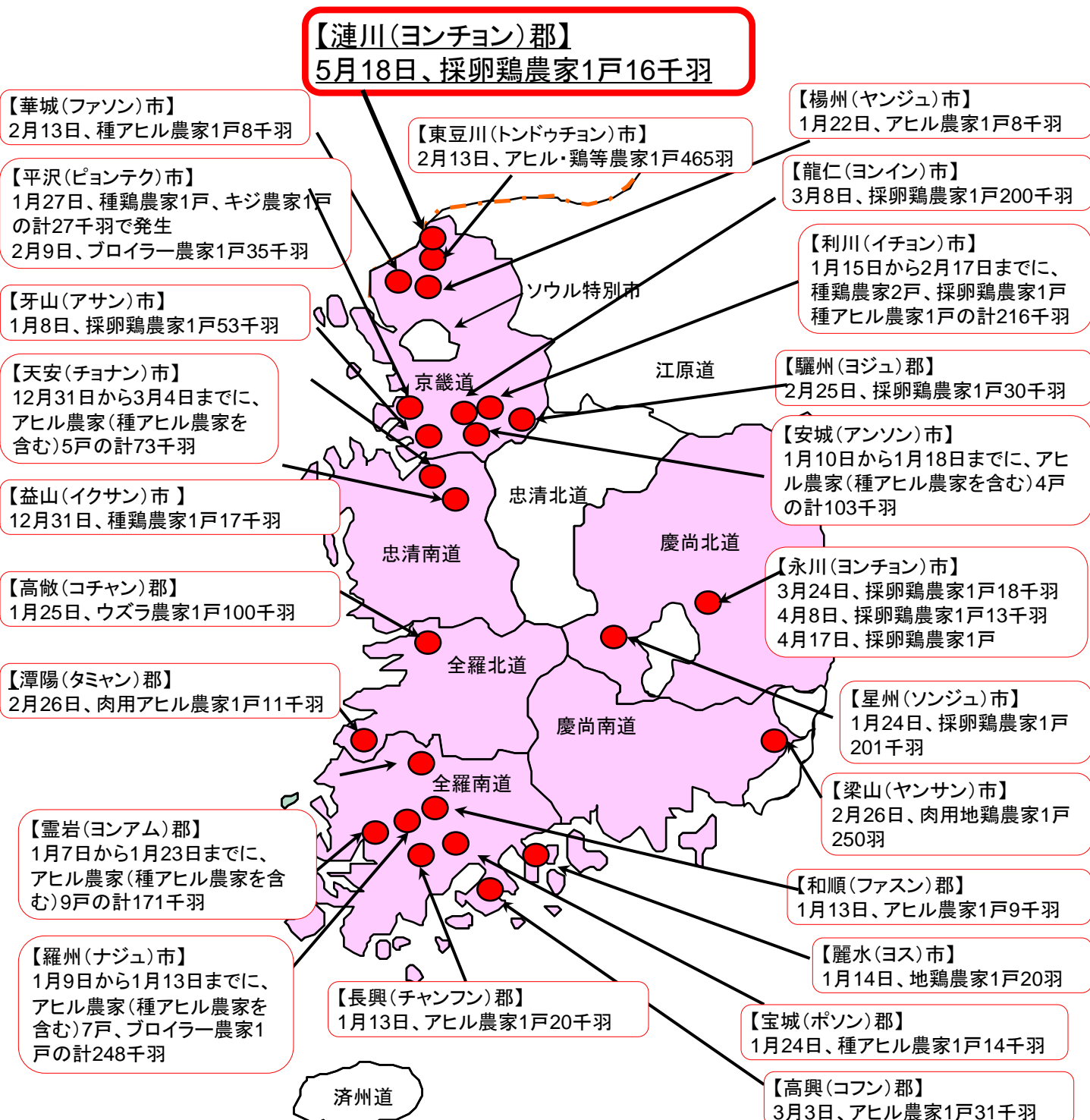
2 早期通報の徹底

- ①鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、沈うつ等本病が疑われる症状を確認した場合
- ②1鶏舎において、死亡羽数が直近3週間の平均死亡羽数と比べて2倍以上に増えた場合
- ③1鶏舎において5羽以上がまとまって死亡しているような場合
- ④その他にも、突然死、産卵率の低下、頸の捻転等神経症場等の異常が確認された場合

連絡先 飛騨家畜保健衛生所
TEL(0577)33-1111 FAX32-9019
E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp



韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N1亜型)の発生状況(2010年末～)



【野鳥での発生状況】
 ・2010年11月23日～2011年2月6日に、全羅南道海南郡、全羅北道益山市、京畿道平沢市、蔚山広域市蔚州郡など7市・道の野鳥からウイルスを分離(全17件)。
 ※野鳥の種類:オオハクチョウ、マガモ、トモエガモ、オンドリ、ワシミズク、ハヤブサなど

【家きん農家での発生時の防疫対応】
 ・殺処分(発生農場(12月31日～5月18日:54農場)、疫学関連農場)
 ・予防的殺処分(発生農場から半径500mまたは3km内)
 ・10km圏の移動制限・サーベイランス
 ※3月27日付の報道によれば、269農家約627万羽が殺処分対象。